

令和6年度第2回群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会

議事録

(事務局)

生活こども部 児童福祉課

健康福祉部 障害政策課

教育委員会 特別支援教育課

1 日時 令和7年3月13日(木) 19時00分から21時00分まで

2 場所 群馬県庁291会議室

3 出席者 委員12名、事務局9名(うちオンライン1名)

4 議事

中核機能整備におけるコーディネーターの配置について

5 報告事項

聴覚障害児支援理解普及セミナーについて群馬県

【資料説明】

(事務局)

議事について説明。

【情報共有・意見交換①】

(委員)

参考資料1中の「直営」とは、何か。

(事務局)

県が直接その役割を担っているという意味の「直営」である。

(委員)

県が直接運営していることを直営としているのか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

今回の3案は3つとも県がやるということだと思うが、これを直営というのかというところは、丁寧に情報共有した方が良いと思う。コミュニケーションプラザ、児童福祉課、聾学校については校長先生か教育委員会のそれぞれの方から、どんなイメージなのかを話して欲しい。

例えば、聾学校では乳幼児相談をこれまでもやっていたので、プレイルームや幼児用聴力検査室もある。0～2歳児に聴力検査ができるかどうかという話は置いておいて、乳幼児に聴覚検査をする等の設備が整っており、インフラ面でメリットがある。一方で、コミュニケーションプラザでは何ができるのか。県庁の事務室も同様。

それと、これまで会議が何回か開かれている中で、教育委員会に対して、問題提起し続けている。何かというと、乳幼児の支援をしている機関が、群大病院、たかさき耳鼻咽喉科、児童発達支援事業所きらきら、聾学校の乳幼児相談の4つがあるが、この中で唯一「制度」という形になっていないのが、聾学校の乳幼児相談でないかということである。この問題をどう考えるかということについて、何度か発言をしている。しかし、教育委員会側が乳幼児相談を制度として、どう考えるのかということについては、全くコメントがない状態である。

第1案の聾学校については、それ自体はコーディネーターをどこに置くかというだけの話ではあるにしても、この先、乳幼児相談をどうしていくのかということも視野に入れて教育委員会から答えていただく必要があると思う。

今の話がよくわからない方のために説明したい。教員が対象とする年齢は3歳からであり、いわば幼稚園の先生が保育園で0歳の保育をしてよいか、という問題に近い問題である。

秋田県では、聾学校の中に言語聴覚士の方を配置し、有資格者として対応できるようにしている。現在、群馬県でも聾学校に言語聴覚士の資格を持っている先生がいるが、それは国家資格の移行期間だから資格が取れたものである。教員であって、言語聴覚士資格両方とることが制度上難しい現状の中で、0～2歳児を教員がそもそも教えてよいか、という根本問題がある。例えば聴覚障害支援センターとして、幼稚園や高校に支援に行くことは教員ができるが、0～2歳児は対象とできるのかという問題があることを、この場で何度か言っている。

いままでの歴史的経緯としては、いずれ制度化と言って幼稚部をスタートしたのも、0～2歳に着手したのも聾学校である。しかし、現在、こども家庭庁の事業として児童発達支援事業所や児童発達支援センターが制度化されており、もちろん病院は言うまでもなく、制度上、医師や言語聴覚士がやるということになっている。こういった問題も含めて教育委員会に答えて欲しい。

(事務局)

まず一つとしては、3案についてそれぞれ、どう動かしていくのか、あり方を教えて欲しいということ。もう一つは、そのさらに前提として、教育委員会が聾学校における聴覚障害者支援センターの運用の仕方や展開の仕方をどう考えているかという部分を聞きたいということですのでよろしいか。

（委員）

コミュニケーションプラザ案について、これは果たして県直営といえるのか。指定管理ということは、県と言えらると思うが、国の制度全体から見た時、全国的に研修センターのガバナンスの中でカリキュラム自体は厚労省が作るが、聾協や情報提供施設がテキストを作って講師要請してという流れができていて、全国的にガバナンスが自治体ではなく当事者団体の方に移っているということは、押さえておく必要がある。今後のことを考える上で、本日の結論が非常に大切であることから、言いづらいことも含めて全部出して議論した方がいい。

（事務局）

コミュニケーションプラザ自体は情報提供施設として、本来は県が設置をするものである。実務的に手話通訳や情報提供等をどのようにしていくかということがある中で、今は県社会福祉事業団と聴覚障害者連盟が合議体を作って指定管理を受け、より専門的な立場で県を支えていただいているので、県の施設という認識で問題ないと思う。

（事務局）

乳幼児教育相談については、あくまでも相談であって、教育は行わないという認識で実施をしている。保護者の方の相談にのっている認識である。

聴覚に障害のあるお子さんを保護者の方が連れてくるものではあるが、そのお子さんに対して聾学校の教員が何か教える（教育する）という場所ではないという認識のもとで、聾学校では実施している。

（委員）

それぞれからどのような設備を整え、どのようなイメージで運営するのか聞きたい。

（委員）

教育という行為は医療行為とは違い、誰がやってもよいが、学校教育法で定められている学校教育をするにあたっては、教員免許が発行される。相談業務については、公認心理士という国家資格はあるものの、誰が相談にのってもよいということではある。

だからといって、聾学校がやってよいのかという話なのかなと思う。公的にやるのであれば、資格を持っている者がやる必要があるのではないかと私は思う。文科省の方でも、この乳幼児教育相談の扱いはグレーゾーンである。

（事務局）

次は3案の考え方ということで、それぞれご説明いただきたい。

（事務局）

県庁に置いた場合、今の児童福祉課の体制で、コーディネーターを担うというのは不可能なため、コーディネーターになる人材を会計年度任用職員で採用し、配置する。

具体的には、児童福祉課フロア内に、コーディネーターの席を設ける。基本的な役割

としては、市町村保健師との状況共有やそのサポート、保護者からの直接の相談支援を受けるという形を想定している。また、関係機関との連絡調整として、それぞれ必要な機関に電話やメールで繋ぐという業務も行う。

実際、コーディネーターとして採用募集した際、どういう方が来てくれるかにもよるが、多方面にわたって知識がある方は難しいと思うので、基本的には専門家のリストを用意し、相談に応じて専門機関に繋ぐという役割が主体になってくると思う。

相談支援を考えた時に、例えば市町村保健師と一緒に訪問したり、市役所や役場での面談に同席する場合には、県庁から出張をして行けば良いが、保護者が市町村の同席を希望しない場合などは、来庁いただき、打合せスペースや会議室で話をする形になる。県庁で相談をするということについて、保護者には少しハードルがあるのではないかという心配はある。

コミュニケーションプラザについても、基本的には同様と考えている。現状指定管理施設として相談機関を運営しているが、小さな子どもの相談は受けておらず、医療関係の知識も現状の体制ではあまりないと思うので、基本的にはコーディネーターになる方を雇用し、現状の体制で福祉的な知識であったり手話の知識であったりのバックアップによりコーディネーターを支えるという体制になると考えている。

2案についてイメージは以上である。

(委員)

聾学校内にコーディネーターを設置する場合、乳幼児教育相談の担当者が使っている部屋が幼稚部棟にあるので、そこの一部に入っていただく、または業務の混在を避けるため、校内でより良い場所があれば使っていただくことになる。同じ県同士であっても、使う場所や物の切り分けは、今後の相談になるのかと思うが、整理することは可能だと思っている。

聴覚検査をする部屋は幼稚部棟にあるため、コーディネーターとしてS Tの方が来て、検査する場合には使うこともできる。

秋田では聾学校が中核機能になっているということをお聞きしていたので、秋田の聴覚支援学校の校長先生に電話をし、どういう状況か伺った。ホームページを見た限りでは聴覚支援学校の隣に療育センターが地続きであって、そこと協力していると思ったが、そうではないということが分かった。

いろいろ資料を送っていただいたが、直営となっているのは、秋田県新生児聴覚検査実施要項の中で秋田県新生児聴覚検査対策委員会を設けるということ、その対策委員会が、療育機関を指定するという形になっていて、オリーブ園と聴覚支援学校を療育機関に指定している。そういう枠組みを作り、秋田県の場合は県が直営しているという形になっている。その要項には、設置主体は秋田県と書いてあり、それで直営という整理になっていると聞いた。

また、秋田県は聴覚支援学校の教諭はS Tの資格を取るための派遣事業をやっているそうで、2年間、大学等養成機関に行ってS Tの資格を取る勉強をする、例えば去年と今年の2年間はA先生を派遣するというような、予算がどちらから出ているかは聞いていないが、そういう事業を行って、定期的に聴覚支援学校の教諭がS T資格を取得する

ことができるシステムを作っている。

（委員）

コミュニケーションプラザの方では、コーディネーターを置いてほしいという話があっただけであり、実際にコミュニケーションプラザが役割の一部を担うのは難しいと思っている。コーディネーターを窓口として置くというが、それに対して、人員は何人来るのか、予算はいくら入るのか、どのようなことするのか、回答が返ってきていない。

コミュニケーションプラザはそもそも指定管理として違う仕事をして、その手話通訳は、コーディネーター業務とは別のものとなるため、手話通訳の役割を担うとなると話は違う。コミュニケーションプラザに窓口を構え、コーディネーターを置いて、業務を行うということ聞いているが、その中でコミュニケーションプラザの職員が手話通訳をすること承知していない。その辺はしっかりと理解して欲しい。

一歩進むことはよいことだと思うが、賛成することと、コミュニケーションプラザが受けるということは全く違う話である。

（事務局）

コミュニケーションプラザに配置した場合、運営費等はどう考えるのかということはある。現状、コミュニケーションプラザは、情報提供施設として存在しているが、指定管理業務として担っている仕事は決まっている。その他に、コミュニケーションプラザが担っている事業があり、当然、それぞれで県費が落ちることになる。

今回のコーディネーター業務については、コミュニケーションプラザの指定管理業務の一部なのか、それとも指定管理外にある事業なのか、指定管理外の場合には指定管理業務はあくまで別のもので、連携し合うことはあっても、明確に線を引くということは承知している。今の段階だと、具体的な提示をできなかったことで大変申し訳ない。

補足となるが、第1回の協議会の際にコーディネーターの役割について、事務局から提案をさせていただいた。役割が決定しないと仕様が作れないということもある。前回の協議会では、まずは配置案を出すようにというような話になっていたかと思い、今回このような提案となった。

（委員）

県庁に置く場合は会計年度引用職員でコーディネーターという話があったが、それは聾学校に置いた場合と違うということか。県庁の場合、ただ机一個があるだけで、スタートできるのか。

聾学校に置いた場合、例えば、入り口は聾学校だけど、看板が別で名前が違う「●●センター」とすることは可能か。親御さんのハードルは全然変わるのではないか。

（事務局）

県庁に置く場合も、聾学校に置く場合も、コミュニケーションプラザに置く場合も、新たな業務が発生するため、その事務を誰が担うかという問題があり、それが会計年度任用職員という言い方をした。コミュニケーションプラザの場合は、指定管理の枠の中

に入れるのか、それとも枠の外で全く新しい事業とするかによるが、外で行う場合は、新しい人を雇う形になる。もう一つ、聾学校における看板の掲げ方はどうか。

（委員）

どこにおいても、すべて会計年度任用職員で児童福祉課が雇用して、その方の働く場として小学校をお貸しすると認識している。聾学校には、「聴覚障害者支援センター」という機能があるので、名前が紛らわしいが、「難聴児早期支援センター」という仮の名前をつけたとして、その場所として聾学校のどこかの部屋を貸すという認識である。

場所がどこでも雇うのは生活こども部であり、その人の働く場所をそこにおくというイメージを持っている。

（事務局）

聾学校の敷地内に置く場合、コーディネーターが市町村と連携したり、保護者の相談を受ける場所について、既存の聾学校にある「聴覚障害者支援センター」や「乳幼児教育相談」とは異なる場所におく必要があるのではないかと考えている。

（事務局）

プレハブ等を設置しないと置けないのか、それとも空き教室に置けるのか、それともセンターの中に置くのがいいのか、様々な置き方があると思う。まさにそこは相談になる。3案出しているが、それについて、皆さまからご意見をいただければ、ありがたい。

（委員）

設置場所について、児童福祉課案については、コーディネーターを雇っても児童福祉課内にデスクを置くのはハードルが高いし、難しいと思う。コミュニケーションプラザは今のところまだ分からないということで、そうなると残りは一つだと思った。

ここで、参考資料1の山梨県を見ていただきたい。すべて未定となっているが、実は7～8年前に既に推進事業の時点で体制が出来上がっている。山梨県は、群馬県よりももっと丸く豊富に集まりやすい地域で、STが中心となって、幼稚園の先生を含む教育関係者まで声をかけ、いわゆる推進整備事業の時から会合をずっとやってきているので、中核機能はできているという認識であるとのこと。

そこで思ったこととして、小児医療センターが群馬大学病院の敷地に移るとあったが、そうなれば、小児医療センターにあった方が行きやすいのではないかと、小児医療センターに耳鼻科の医者がそんなにいなくても、群馬大学病院がすぐ隣にあれば、いろいろな検査がすぐにできる。事前に質問を受け、群馬県では病院関係は難しいと回答したが、児童福祉課が小児医療センターにコーディネーターを雇い、検査が必要になったらすぐ群馬大学病院にも行くような体制もできると思う。

（事務局）

病院局が小児医療センターの移転についてはマスタープランを策定しているところであり、実施設計が行われるのは数年先になる。

（委員）

今の話は、乳幼児の支援体制の基本方針として目的から離れてしまい、医療に偏ってしまうようなイメージを持った。福祉や教育の関係が、初めからきちんとしてればいいが、今まだ固まってない状況なのでとても危険だと思う。3案を考えると、聾協の立場としては聾学校がベストであると思う。

親が自分の子どもが聞こえないことについて不安を感じ、相談に行きたい場合には、聾学校では子どもたちが勉強している姿が見られるし、先輩の親もいて、その話を聞く機会もできる。自分の子どもが将来大きくなった時のモデルを見ることで安心できるのではないと思う。もちろん選択肢の一つではあり、地域の学校に通う場合は、そこもしっかりとした支援が必要である。コーディネーターが聾学校の中に入っていくことによって、より連携もできると思う。聾学校に配置するのが一番良いと考える。

（委員）

きらきらでは、0歳の支援を共同募金のお金で行っている。その相談や交流会の中で感じるのは、やっぱりどこへ行っても何か不安で、いろいろな支援機関の話を聞きたいと思っている方が多いということ。そのため、コーディネーターの配置場所について、とても迷っている。

現状で言うと、コミュニケーションプラザは、子どもを連れて行くところとしては、少し大変だと思う。ただ、通訳さんがいたり、聾の職員さんがいたりする様子を見るのは良いのではないかな。

聾学校は、個人的には早めに行っておいて損はないと思うが、保護者であった実感としては、合う合わないがあり、同じ場所で、特に幼稚部の教育相談の場所で「ちょっと違うな」と思った時に、同じ場所で違う人に相談しにくいかもしれない。箱が必要だとすると、地域支援の場所か幼稚部かと思うが、高等部の方に空いている部屋があれば、完全に入り口を別にするという手もあるのではないかな。

全体の図の中で、きらきらは、福祉の分野の「児発・放デイ」に入ると思うが、その中で療育や計画は分かるが、「家族支援」について、例えば、きらきらでは法人の事業として、大人の聾者に会ってもらったり、先輩のお母さんたちに繋ぐ等、交流会・集団相談会等をやっている。そういった活動についてもどこかに載せておいて欲しい。

（事務局）

最後の話については、まさにこれからコーディネーターが担っていく部分かと思う。全てコーディネーターがやれるわけではなく、例えば、支援機関リストを参考に、適切な機関に繋いでいく等が考えられると思う。実際にどう動かすのかは、相談の部分である。

（委員）

参考資料1の神奈川県のカラムに「家族支援（相談支援、家族教室）」と記載があるが、ホームページを見たところ、月2回ぐらいイベントをやっている。保護者が待てる期間、

1週間ぐらい。この人に繋ぐ、この機関に繋ぐということでもなく、このイベントが近々あるという支援ができると良いと思う。

(委員)

まずは場所として3案出ている中で、現場で支援をしている立場として、設置されたときに活動のイメージが付きやすいのは聾学校である。

逆に言うと、コミュニケーションプラザや県庁については、コーディネーターが設置され、保護者が問い合わせたり、相談に行ったりする時に、保護者から見たコーディネーターの立ち位置がすごく分かりにくいのではないかと思う。どういう名称で活動するかによるが、聾学校敷地内にあれば、聾学校と名称が別だったとしても、相談しやすい雰囲気は感じられるのではないかと思う。

また、場所がないと相談業務が成り立たないので、相談できるスペースを考えた時も、聾学校の方が設置しやすいイメージがある。ただ、聾学校に設置した時に、乳幼児教育相談とコーディネーターが所属する機関をどう棲み分けるか。役割として似ているので、場所を離して設置するというよりも、乳幼児教育相談とそのコーディネーターと一緒に何かできる方が保護者には分かりやすいのではないか。

あとは、聾学校だと聴覚検査設備があり、一つのメリットではあるが、あくまで聾学校の先生が行うのは聴力検査ではなく、聴力測定であるため、結果の説明をする時に、どこまで踏み込んでよいか悩みどころで、誤解がないようにすることが必要だと思う。

コミュニケーションプラザとか県庁に設置した時に、逆にその設備がないので誤解を与えず分かりやすい、そういう解釈もできる。聴力測定に関しては細かい話であるが、念のため、お伝えしたい。

(委員)

相手は新生児なので聴力検査の機能はいらないと思う。乳幼児の難聴はすごく難しくて反応が取りづらいこともあり、それこそたくさん症例を見ている言語聴覚士がやるべきで、脳波の検査も含めて診断すべきなので、コーディネーターの役割に聴力検査は不要である。

まず、医療機関に行って、難聴の制度の説明をきちんと受けて、その上で教育機関に繋ぐことが一番の大事な仕事なのではないか。

山梨県の話があったが、山梨県は最近、難聴児の出生数が減ってきていることから、リファールの情報はすぐ委員会の方に情報共有され、保健師と聾学校の先生が直接、保護者のところに行き、病院で検査が終わるまでずっと付き添っている。だから、コーディネーターはいらないとの話であった。少ないからできることだと思うが、産婦人科からリファールの情報があったら、すぐに支援が入るので、医療機関を受診しない人はいないとのことであった。

(委員)

議論が尽くされ、追加することはないが、私の意見としては聾学校が一番適していると思う。コーディネーターの役割を考えると、しっかりと相談に乗せるということと、

適した支援機関と連携するということが大事なので、相談機関であるイメージがしやすい、保護者にも勧めやすいということから聾学校がよいと考える。

（委員）

太田市は、出生数に比して難聴と診断されるお子さんが多い。年によって変動はあるが、出生数が1300人のうち難聴と診断される数は13～14人くらいである。

地区担当の保健師が、医療機関から新生児スクリーニング検査の結果が返ってくると、赤ちゃんの全戸訪問までに結果が来れば、それをもとに訪問して話をしたり、受診予定を確認し、精密検査の結果も保護者から聞いている。その後、4ヶ月検診でも母子手帳の記載を確認し、保護者から話を聞いている。

課題としては、新生児スクリーニング検査のマニュアルについて、スキーム通りに進んでいない部分を現状に合わせて見直す必要があるというところ。

コーディネーターの設置場所については、市町村として判断しがたい部分。聾学校だとハードルが高いかという記載もあり、確かにそういう意見もあるかもしれないが、聾学校の中にある中核機能として名前がつけば、敷地は聾学校だけれども、県が委託した相談場所として説明は可能だと思っている。

（委員）

嬭恋村は、出生数が本当に少なくなり、年間40～50人くらいであり、難聴の子どもも少なく、どんな状況かは把握できている。ただ、嬭恋村が長野県との県境に位置しており、長野県側で出産される方が結構多く、長野県側のルートに乗ってしまうと、こちらに情報来ないことがあり、やりづらさを感じている。

乳幼児のうちは長野県側でもフォローしてもらえるが、小学校に上がるタイミングで必ず群馬県に戻される。この協議会に参加し、きちんと最初から群馬県のルートに乗せてフォローする方がずっとその先も見えていけると感じているところ。

場所については、コーディネーターがここにいるということが分かれば、長野県側で出産した方についてもコーディネーターを通じて群馬県側の支援に乗せられるので、その仕組みが立ち上がるとありがたい。

また、聾学校へのハードルの高さは、自分はあまり感じていない。保護者だったら、お子さんへの支援を考えた時には、もう割とそこに向かっていけるのかなと思う。どこでどんな支援が受けられるということが分かれば、場所はどこでも大丈夫ではないか。

（委員）

何度も言っていることであるが、生まれて難聴が見つかったから、どう教育まで行くかというルートはできている。しかし、それが動いてないのが現実。それを厚生労働省も良く知っていて、5年前に各県にやり直すように言ったということなので、その穴を埋められるように、協議会でしっかり決めていけばいい。

コーディネーターの仕事はかなり決まってきたので、具体的にどういう方を選ぶか、個人の話でなく、名刺にどういう肩書きをつけるかということ。その名刺を持ってきた時に、どこの機関か分からないと相手も扱いが雑になるので、県の機関であるということこ

とが名刺の上に書かれるような形がよいのではないか。

あと一つ気になったのは、データを市町村で管理することは良いが、今管理していてもそれが上手くいかないの、その穴を十分埋めていただきたいし、市町村とコーディネーターが上手く連携することにより、次のことが回ってくるので、システムをきめ細かく決めていく必要がある。

（事務局）

聾学校という話が中心で進んでいるが、情報提供施設としてのコミュニケーションプラザという形もある。

この二つのどちらかで考えた場合に、どうやったら実現できるか、聾学校で言えば、聾学校と特別支援教育課でよく詰めてもらいたい。コミュニケーションプラザについて言えば、児童福祉課と県社会福祉事業団、県聴覚障害者連盟もしくは障害政策課を含め、どうしたらコミュニケーションプラザでできるのか。それぞれまとめて、次回提案するのはどうか。

（委員）

今、流れ的に聾学校案が大きくなっているところで、3案から2案にとやっていくと、また先延ばしになってしまう。こども家庭庁の国庫の対象として手を挙げていくことを考えると、先の話になってしまうと元も子もないのではないか。今日、決める方向にはならないのか。

（事務局）

教育委員会もこの場では答えが出せないかなということもあるので、そこも踏まえて提案したい。

（委員）

事務局的に持ち帰らなければならないことはあっても、協議会全体の意見として出すことはできるのではないか。もう一つ、自分自身の意見として発言したい。

相談対応をするにあたり、「ハードル」という意見もあったが、それぞれが聴覚障害児と言った時にイメージする聴力のイメージが違っているのではないかということが気になっている。コーディネートの主対象は、軽度ぐらいのお子さんとなってくるのではないか。手話には関わりなさそうなお子さんとその親御さんが聾学校に行くイメージで、考えられているかどうか。

聾学校でよいと思うが、そうだとすれば、聾学校とは違うことをはっきり分かるようにした方がいいということを最低限の注文としたい。

この1～3月の間で厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁にも行き、それぞれ担当者と話した中ではっきりしていることは、制度的に十分じゃなかった時代に聾学校が先取りしてやっていたということではあるが、乳幼児の部分はすごくデリケートな部分で、どこまでやって良くて、どこまでやってはいけないのかをはっきりさせていかなければいけない時期である。文部科学省も、聾学校がやっていることをダメだとは言えないが、

中核機能の予算を厚生労働省が出した時、文部科学省の概算要求は規模が小さくなり、大きい全体のテーマの中の1個ぐらいになって、予算規模的にもこども家庭庁の1/10くらいである。

乳児、幼児、学齢期に対する支援については、制度に基づき、県として、児童福祉課でやる部分と教育委員会でやる部分を整えていただきたい。今回、聾学校で乳児部分を担う場合には、それを看板としてはっきり違うものと分かるようにし、立場ははっきりする必要がある。

（事務局）

生まれて難聴が分かった時に、こぼれることなく医療機関や療育機関に繋がればよいのか、上手いかわからない子もいるし、親御さんが納得できない場合もあると思う。そういう中を市町村と連携しながら、コーディネーターが役割を果たしていく必要があると思う。

（委員）

他県では大体1カ所であるが、例えば、聾学校を中心としつつも、手話通訳が必要な方はコミュニケーションプラザで対応するような形で、拠点を分けることはできるのか。

（事務局）

選択の幅を狭めないためにも、手話の要否で分類するのではなく、1カ所でやるのがいいのではないかと考える。

（委員）

聾学校で、手話言語で相談されたい方の対応をできるかということかと思う。

（事務局）

どこの相談機関になったとしても、必要に応じて通訳を保証し、きちんと相談できるようにというのは、もう一つの課題として捉えている。

（委員）

それもコーディネーターの業務の一つであって、相談される方の言語に合わせて通訳者を依頼する必要があると考えている。

（事務局）

協議会としては、聾学校第1案でどうかというご意見ということでよいか。具体的には事務局で詰めさせていただいて、次回にこんな形でどうでしょうと提示ができればと思う。

（事務局）

聾学校に置く場合には、教育と福祉で役割分担せざるを得ない部分があるので、どうやったら連携していけるのか、教育委員会としても検討させていただいて、次回の協議

会で話ができるようにしたい。

(委員)

聾学校の資料を机上配布した。今年度3月現在の在籍幼児児童生徒数は78名である。そして聾学校の聴覚支援センターでフォローしている人数は144名。聾学校に通う通わないに関わらず、聴覚障害のあるお子さんの支援を聾学校でやっているというところの数字を示したいと思い、今日資料を提示した。

専門医療機関である群馬大学医学部と、たかさき耳鼻咽喉科からは紹介されて、本校乳幼児教育相談に繋がって来たり、教育相談の担当者は毎月1回、それぞれの耳鼻科の両親講座等に参加し、人工内耳の手術をするということであれば、そのカンファレンスにも同席している。

医療と教育、あるいはこの教育相談の連携は、かなり密に行えていると考えている。

県境のところだと他県の医療機関、埼玉県の場合は埼玉大学とか自治医大等があり、今年に入って自治医大から2件ほど紹介があった。やはり県境地域のお子さんのフォローがしにくいということがある。そこがコーディネーターの担い所だと思う。

あとは外国籍のお子さんのフォローがまだ不十分で、そのあたりのフォローが、県内に住まわれている方、皆さまに支援が届くようになると、より良いと思う。

(事務局)

本日、欠席の委員から、事前に「是非、群馬県の中核機能事業の中で家族教室を実施していただきたい」という意見があったので、報告する。

(委員)

中核機能事業にあたっては、令和8年度の概算要求を取りに行くつもりか、あるいは令和9年度までかかりそうか。

(事務局)

令和8年度を目指しているところである。

今回は令和7年夏頃に協議会を開催し、具体的な案を皆さまに提示したい。

【資料説明】

(事務局)

報告事項について説明。

【情報共有・意見交換②】

(委員)

タイトルを変えたい。聴覚障害は概念が広いので、早期支援が必要な乳幼児の難聴についての話ということでよい。

(事務局)

問題ない。

（委員）

セミナーは大変良い内容である。対象者について範囲を広げて欲しい。例えば、医療従事者も含めて欲しい。群馬パース大学でS Tの養成を行っているので、その学生にも聞いてほしい。S Tに関しては聴覚障害に詳しい方が少ないので、是非、学生にも聴覚障害に関する情報を学んでほしいと思う。そして将来に聴覚障害関係の専門を志していただきたい。

（事務局）

幅広に周知を行う。